

鳥取市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障害児通所支援事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置及び登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助基準額」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と対象支出経費から寄付金その他収入予定額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業を実施する30日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、30日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助対象事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及

び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第16条ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により、厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 2 規則第16条第5号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

- 3 第5条第1項の規定は、規則第16条の承認について準用する。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率
送迎用バスの改修支援事業	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 ※鳥取市内の事業所に限る。	送迎用バス※1の改修支援事業を実施するために必要な装置・機器※2の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）、リース料、導入費用	1台あたり175,000円	10/ 10
登降園管理システム（登園・降園等を管理するシステムをいう。）支援事業	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所 ※鳥取市内の事業所に限る。	登降園管理システム※3支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）、リース料、導入費用	① 端末※4購入を行わない場合 1事業所あたり 200,000円 ② 端末購入を行う場合 1事業所あたり 700,000円	4／5

※1 対象となる自動車は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日付子発1228第1号及び障発1228第4号連名通知）（以下「設備基準改正通知」という。）第三の2のとおりとする。

※2 対象となる安全装置は、設備基準改正通知第三の3のとおりとし、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとする。なお、送迎用バスの数以上に購入をする場合は本事業の対象外とする。

※3 通所支援事業所利用障がい児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための管理システムとする。

※4 端末とは、登降園管理システムを利用するための専用タブレット、専用ICカードリーダーとする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業計画（報告）書

1 送迎用バスの改修支援事業

施設名	サービス種別	対象経費支出予定額(A)	寄付金その他の収入予定額(B)	算定基準額(C) (A)-(B)と補助基準額 (175,000円)を比較して低い額	装置を設置する車両の台数	装置を設置する車両の乗車定員数	装置の認定番号	購入(予定)日

2 登降園管理システム導入支援事業

施設名	サービス種別	対象経費支出予定額(A)	寄付金その他の収入予定額(B)	算定基準額(C) (A)-(B)と補助基準額 (200,000円（端末を購入しない場合）又は700,000円（端末を購入する場合））を比較して低い額	補助額 (C) × 4/5	導入備品内容（主な購入物品）	購入(予定)日

※実績報告書に添付する場合、購入に係る見積書、納品書、請求書及び装置を設置したことが分かる写真を添付すること。

様式第 2 号（第 4 条、第 7 条関係）

年度鳥取市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業収支予算書（決算）書

収入の部 (単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増 減	摘 要

支出の部 (単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増 減	摘 要

※摘要欄を活用し、本事業の経費が分かるように記入してください。

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定があった 年度鳥取市障害児通所支援事業所におけるこ
どもの安心・安全対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）に係る仕入控除税額について、鳥
取市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付要綱（令和 5 年 3 月
日制定）第 7 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	本補助金の確定額（ 年 月 日付第 号による確定通知額）	金	円
2	確定額に係る補助対象経費の額	金	円
3	実績報告控除税額	金	円
4	消費税及び地方消費税額の申告により確定した消費税当相当額	金	円
5	補助金返還相当額（別表第 5 欄に定める率）	金	円

（注）確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること